

大阪広域環境施設組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成27年 2月20日 条例第35号

最終改正：令和7年 3月31日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、組合議会議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議長 日額 15,000円

副議長 日額 14,000円

議員 日額 13,000円

(費用弁償)

第3条 組合議会議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（令和7年条例第4号）の定めるところにより旅費を支給する。

(施行の細目)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年2月2日から適用する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第4号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。